

令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請書 (県内工事)記入要領

建設工事入札参加資格審査申請書は、建設業法に基づく許可を受けた建設業者で、同法第27条の23の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けているもののうち、令和7・8年度において愛媛県が発注する建設工事の入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書の提出のない者の競争参加は認められませんから、希望者は、次の事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

また、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、県が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要ですのでご注意ください。

なお、入札参加資格申請書類に事実と異なる記載を行った場合、又は重要な事実の記載を行わなかった場合は、監督処分や資格停止措置が課されることがあります。

記

1 定期受付期間 持参の場合：令和6年10月18日（金）から令和6年11月29日（金）まで
郵送の場合：令和6年10月18日（金）から令和6年11月29日（金）まで
(当日消印有効)

2 提出部数 正副2部
(申請者控えが必要な場合は、さらに副本1部を追加してください。)

3 提出先 主たる営業所の所在地を所管する地方局建設部又は土木事務所

4 一般的注意事項

- (1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。
- (2) 申請書（使用印鑑届及び添付様式を除く。）は、パソコンで作成のうえ、各申請書の提出先で審査後、受付印を押印した受付票を郵送しますので、受付票を受領した後、受付専用メールアドレス<kenshikaku@pref.ehime.lg.jp>にエクセルファイルを送信してください。メールのタイトルは「【審査済】入札参加資格審査申請書」としてください。（社内規程等により、やむを得ずパスワードを付ける必要がある場合は、県土木管理課のメールアドレス<dobokukanri@pref.ehime.lg.jp>にエクセルファイルを送信してください。（パスワードを通知するメールも県土木管理課のメールアドレスに送信してください。））
- (3) 数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめチェックボックスで表示しているものは該当に☑を入れてください。
- (4) 年号の大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRを用いて記入してください。
- (5) ※印の欄は、記入しないでください。
- (6) 申請書（使用印鑑届及び添付様式を除く。）は、エクセルの行・列の追加削除を行わないでください。文字が収まらない場合にはセルの幅を広げて使用してください。
- (7) 県ホームページ掲載の新様式をダウンロードの上ご利用ください。（過去の申請様式及びデータは使用できません。）
- (8) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、本県は「有資格業者名簿」を公表しております。

5 建設工事入札参加資格審査申請書記入上の留意事項

法人番号

法人の場合は、13桁の法人番号（※）を記入してください。（個人の場合は記入の必要はありません。）

（※）行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号。

許可番号

建設業許可番号を記入してください。

（例）知事許可を取得している場合

許可番号	<input checked="" type="checkbox"/> 知事 第 123456 号 <input type="checkbox"/> 大臣
（該当するものを☑すること。）	

大臣許可を取得している場合

許可番号	<input type="checkbox"/> 知事 第 456789 号 <input checked="" type="checkbox"/> 大臣
（該当するものを☑すること。）	

住 所

登記簿上の本店と建設業法上の主たる営業所が別住所の場合には、上段に括弧書きで登記簿上の本店の住所、下段に建設業法上の主たる営業所の住所を記載してください。この際、エクセルの列の追加は行わず、セルの幅を広げて記載してください。

商号又は名称

個人の場合は商号又は名称のあとに（個）と記入し、法人の場合は企業形態を次の略号により記入してください。

株式会社…（株）、有限会社…（有）、合名会社…（名）、合資会社…（資）、
合同会社…（合）、協同組合…（協組）、企業組合…（企組）

代表者の役職及び氏名

法人の場合には必ず「代表取締役」、「取締役社長」等役職名及び氏名（ふりがな）を記入してください。

1 の欄

該当するものに☑を入れてください。

申請を行うためには、いずれにもチェックが入っていることが必要です。

（参考）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）
(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）（抜粋）
(業者の格付け)

第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。

- (1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。
- (2) 県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（これらの規定の適用がない場合を除く。）。
- (4) 当該年に係る建設業法第27条の23第1項の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていること。

2の欄

申請内容について責任をもって回答が可能な者を記入してください。（行政書士による代理申請の場合も申請者の事務担当者を記入してください。）

代表メールアドレスには、担当者個人ではなく所属のものを記入してください。

（今後、入札参加資格申請に関する連絡を行うことがあります。）

※代表メールアドレスと担当者メールアドレスが同じ場合も両方記入してください。

3、4の欄

建設業法上の営業所所在地を記入してください。（「4 その他の営業所」は、任意の営業所を2つまで記入してください。）

5、6の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の「審査基準日」及び「自己資本額」を記入してください。（「自己資本」欄は、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載の「自己資本額」を転記してください。）

7の欄

愛媛県の建設工事の電子入札用に取得しているID番号（16桁）を記入してください。取得していない場合、「取得前」と記入してください。

本県では、原則として、建設工事の入札を電子入札により実施しており、電子入札用業者ID番号を取得し、電子入札システムへの利用者登録を行わなければ、入札に参加することができません。なお、今回、初めて本県に参加資格申請をされる場合は、参加資格を取得した後（令和6年4月1日以降）、電子入札に係る利用者登録申請を行い、ID番号を取得していくこととなります。

8の欄

経営事項審査の審査対象建設工事のうち、愛媛県から工事の発注を希望する業種に○印を記入してください。

9の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

建設業許可を受けている業種に○印を記入してください。

10の欄 基準日：直近の経営事項審査基準日

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日における役員及び従業員の人数を記入してください。※該当者が存在しない場合は「0」を入力してください。

従業員数のうち、「技術関係職員」の「有資格者」の人数は、建設業法第7条第2号イ、又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する職員数を記入し、「その他職員」の人数は「有資格者」以外で技術関係に従事している職員数を記入してください。

なお、「その他職員」、「事務職員」は、申請者に直接雇用されている常勤職員（期間を定めることなく雇用されている者。以下同じ。）のみを計上し、出向者や派遣労働者、パート及びアルバイト等は含めることはできません。

※「有資格者」のうち役員である者については、「常勤の役員」にのみ計上してください。（「有資格者」には計上しないでください。）

■添付書類

記入した従業員数のうち、**23の欄**に記載されていない者について、下記（例）を参照の上、最大40名分の在籍状況を証明する書類を添付してください。※「有資格者」については、在籍状況を証明する書類は添付不要。

（例）パターン①（従業員数の「計」の人数が40名を超えない場合）

従業員			
技術関係職員		事務職員	計
有資格者	その他職員		
5人	5人	10人	20人

その他職員、事務職員15名分の書類を添付（有資格者5名分は省略可）

※その際、当該職員が「その他職員」「事務職員」のいずれに該当するかを付記すること。

パターン②（従業員数の「計」の人数が40名を超える場合）

従業員			
技術関係職員		事務職員	計
有資格者	その他職員		
10人	20人	30人	60人

その他職員、事務職員30名分の書類を添付（有資格者10名分は省略可）

※その際、当該職員が「その他職員」「事務職員」のいずれに該当するかを付記すること。

パターン③（有資格者数が40名を超えている場合）

従業員			
技術関係職員		事務職員	計
有資格者	その他職員		
50人	20人	30人	100人

在籍状況を証明する書類の添付不要

[在籍状況を証明する書類]

- ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写し、健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等はマスキングをしてください）のいずれか
- イ 社会保険に加入しておらず、アを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

11の欄 基準日：令和4年11月1日～令和6年10月31日

過去2年間（令和4年11月1日～令和6年10月31日）において、国、県、市町、公益法人、愛媛県建設産業団体連合会及び同連合会会員団体が主催する地域貢献活動へ参加した場合に、その活動状況について記入してください。※該当ない場合は空欄としてください。

なお、愛媛県公共土木施設愛護事業、いわゆる「愛リバー・サポーター制度」、「愛ロード・サポーター制度」及び「愛ビーチ・サポーター制度」については、自社がサポーターとして参加する場合のほかサポーターの構成員等としての参画する場合も含め、すべての活動参加実績について評価します。

また、公益法人制度改革によって、一般社団法人若しくは一般財団法人へ移行した法人については、当該法人が公益目的支出計画の実施期間中に主催する活動は評価対象とします。

（例）河川や道路等の清掃活動、環境保全活動、交通安全推進運動への協力等

※学生の現場実習（インターンシップ）の受入等の若年者入職促進の取組については
13の欄に記載してください。

※災害協定に基づく訓練パトロールは評価の対象とはなりません。

■添付書類

該当する場合は、実施機関（主催者）が証明する「添付様式第1号 地域貢献活動の実績調書」を添付してください。（事業者単独による公共土木施設愛護事業については、当該事業者が実績調書を作成のこと。）

※なお、必要事項が証明されている既存の書類が存する場合は、当該書類により代用することができます。

12の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

申請日において、本県と非常事態に関する協定（下記の表に掲げるものに限る。）を締結している団体に加入（正会員（協定コード「08」、「10」は第1種及び第2種会員）に限る。）している場合に、当該協定の締結の有無について、該当するものに□を入れてください。「有」の場合、下記協定コードを記入してください。

なお、複数の協定を締結している場合は、いずれか1つを入力してください。

協定コード	協定の名称（締結先）
01	災害時における建築物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定 （（一社）日本塗装工業会愛媛県支部）
02	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （（一社）愛媛県建設業協会）
03	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （愛媛県建設産業団体連合会※） ※協定の対象団体に加入している場合に限る。 • （一社）愛媛県測量設計業協会 • 四国地質調査業協会愛媛支部 • （一社）愛媛県電設業協会 • （一社）日本造園建設業協会愛媛県支部 • （一社）全国道路標識・標示業協会四国支部愛媛県協会 • （一社）全国特定法面保護協会四国地方支部 • 愛媛県法面工事業協同組合
04	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定 （（一社）日本埋立浚渫協会四国支部、四国港湾空港建設協会連合会、 （一社）日本海上起重技術協会四国支部、全国浚渫業協会関西支部、 （一社）日本潜水協会、（一社）海洋調査協会、 （一社）港湾技術コンサルタント協会）
05	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 （（一社）愛媛県建設業協会）
06	大規模災害時における公共建築物の空調衛生設備の応急対策業務に関する協定 （（一社）愛媛県空調衛生設備業協会）
07	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 （（一社）プレハブ建築協会）
08	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 （（一社）全国木造建設事業協会）
09	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 （（一社）日本木造住宅産業協会）
10	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定 （（一社）愛媛県中小建築業協会）
11	災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定 （愛媛県管工事協同組合連合会）

13の欄 基準日：令和4年11月1日～令和6年10月31日

過去2年間（令和4年11月1日～令和6年10月31日）において、学生等（大学生、短期大学生、高等専門学校生及び高校生）のインターンシップ（有償の場合を含む）の受入、出前講座の実施等の若年者入職促進の取組を行った場合に、その活動状況について記入してください。

※該当ない場合は空欄としてください。

■添付書類

該当する場合は、「添付様式第2号 インターンシップ事業、出前講座等の実績調書」を添付してください。

※学校等の証明を得てください。ただし、愛媛県建設業協会が実施した「愛媛県建設労働者人材確保等支援事業」としてインターンシップ生の受入を行った場合には同協会を証明者としてください。

※なお、必要事項が証明されている既存の書類が存する場合は、当該書類により代用することができます。

14の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

- (1) 申請日における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況について、該当するものに☑を入れてください。

申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。

■添付書類

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

(雇用保険)

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知

(健康保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。

(厚生年金保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

- (2) 「就業規則における「週休2日制」の規定」とは、就業規則に4週8休又は年間休日104日以上の休日制度を明記し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。

■添付書類

該当する場合は、就業規則の写し（労働基準監督署の受付印が押印されているもの）に、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付してください。

- (3) 「「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得」とは、ひめボス宣言事業所認証制度要綱に基づき、愛媛県知事が「ひめボス宣言事業所」として認証したものをいいます。

■添付書類

ひめボス事務局が交付するひめボス宣言事業所認証書の写し（有効期間内のみに限る）を添付してください。

※令和4年度末までに「ひめボス宣言事業所」として登録されている事業所、又は令和4年度末までに「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証されている事業所については、自動的に新しい「ひめボス宣言事業所」（「みなし認証」）となります。今回の評価対象とはなりません。

※認証申請中の場合、申請書では次のように「取得の有無」で「有」を選択するとともに、枠内に「申請中」と朱書きしてください。なお、認証書が交付され次第、認証書の写しを提出してください。認証書の写しの提出が確認でき次第、受付票を発行します。

※令和6年12月20日（金）までに認証書の写しを提出できない場合、加点対象とはなりません。
（持参の場合は当日17:15までに受付機関に提出。郵送の場合は当日消印有効。）

(3) 「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得状況	申請中		申請書に朱書きしてください（手書き）。
取得の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

※ひめボス宣言事業所認証制度について、詳しくはポータルサイト（<https://himeboss.jp/>）を参照してください。

- (4) 「就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定」とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条に定義する育児休業制度及び介護休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。

※(3) 「「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得状況」で「無」と回答した場合のみ、回答してください。

■添付書類

該当する場合は、就業規則の写し（労働基準監督署の受付印が押印されているもの）に、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付してください。

※(2)の添付書類として就業規則の写しを提出している場合は、改めての添付は不要ですが、内容を確認できる箇所に下線等を引いてください。

- (5) 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定」とは、同法に基づく当該行動計画を策定し、愛媛労働局に届出を行っているものをいいます。

※(3) 「「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得状況」で「無」と回答し、かつ(4)「就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定状況」で「有」と回答した場合のみ、回答してください。

■添付書類

該当する場合は、一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し（愛媛労働局の受付印が押印されているもの）を添付してください。

15の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

建設業労働災害防止協会加入の有無について該当するものに☑を入れてください。「有」の場合、加入年月を記入してください。

■添付書類

建設業労働災害防止協会愛媛支部長が発行する証明書の写し（証明年月日が申請日から3か月以内のもの）を添付してください。

※支部長印の印影が刷り込み印刷された証明書の写しも認めます。

16の欄 基準日：入札参加資格審査申請日の属する月の初日

次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険への加入の有無について該当するものに☑を入れてください。「有」の場合、保険期間及びてん補限度額を記入してください。

- ① 工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する保険（工事中・工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。）
- ② 保険期間が1年以上の包括契約（入札参加資格申請を行う全業種について保険期間中のすべての工事を保険対象とするもの）であること。
- ③ 申請日の属する月の初日が保険期間に含まれているものであること。

■添付書類

「添付様式第6号 第三者賠償責任補償保険加入チェックリスト」を添付してください。

※各要件を満たしていることを確認できる資料（当該保険の加入証明書（保険期間、てん補限度額の記載されたもの）、保険証書の写し、約款の写しなどに、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえ、添付してください。

※加入申込中で保険証書の写しや約款の写しなどが添付できない場合、各要件を満たしていることを確認できる資料（当該保険の加入申込書等（保険期間、てん補限度額の記載されたもの）の写し）を添付することで申請可能です。その場合、不足する資料については、取得でき次第、追加で提出してください。追加資料の提出が確認でき次第、受付票を発行します。

※定期受付期間内に追加資料を提出できない場合、加点対象とはなりません。

17の欄 基準日：令和2年4月1日から令和6年10月31日

令和2年4月1日から令和6年10月31までの間ににおいて、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、受講時から申請日現在まで引き続き在籍している場合、記入してください。

■添付書類

該当する場合は、不当要求防止責任者講習受講修了書の写しを添付してください。

18の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

法務省保護観察所への協力雇用主としての登録の有無について、該当するものにを入れてください。「有」の場合、登録年月を記入してください。

■添付書類

該当する場合は、保護観察所が発行する証明書を添付してください。

19の欄 基準日：令和6年10月31日

えひめジョブチャレンジU-15事業の受入登録事業所等の登録の有無について、該当するものにを入れてください。「有」の場合、登録年月を記入してください。（令和6年10月31日までに登録されたものが対象となります。）

*えひめジョブチャレンジU-15事業：中学生を対象とした原則5日間連続で行う職場体験学習。

*県HP：<https://ehime-jcu15.com/>

20の欄 基準日：直近の経営事項審査基準日

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日において、自ら所有又は審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められたリース契約を行っている次に掲げる建設機械の台数を記入してください。（対象となる建設機械について、合計が20台を超える場合も含め、全ての台数を記入してください。）

A-① 経営事項審査で評価された機械

「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」、「モーターグレーダー」、「ダンプ車」、「移動式クレーン」、「高所作業車」、「締固め用機械」、「解体用機械」

(添付する経営事項審査の総合評定値通知書に台数が記載されているもの)

A-② 「A-①」以外で「経営事項審査で評価される機械」及び「建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械」

B 建設業の用に供する船舶（独航機能を有するものも含む。）

■添付書類

[機械の保有状況とリース契約の機械に係る申出書]

記載した建設機械の保有状況等について、台数の合計が20台になるまで添付様式第3号 建設機械保有状況一覧表（入札参加資格審査申請用）に記載し添付してください。

また、記載した機械のうちリース期間が審査基準日から1年7月以上の使用期間に満たない建設機械については「添付様式第4号 建設機械のリース契約に関する申出書（入札参加資格審査申請用）」を添付してください。

添付様式第3号の記入にあたっては、まず、A-①を記入し、続けてA-②及びBを合計台数が20台になるまで記入してください。（A-①については、「経審結果通知書掲載の有無」欄の「有」を○で囲んでください。）

「名称」欄には、建設機械抵当法施行令別表の「名称」のうち、該当するも

の（船舶の場合は一般的な名称）を記入してください。

[機械の保有状況等に係る確認書類]

A-①

添付書類は不要

A-②及びB

保有状況等を証明する書面として、固定（減価償却）資産台帳の写しに加え、次の書面を添付してください。

[建設機械（購入の場合）]

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書等のいずれかの写し

[建設機械（リースの場合）]

リース契約書等の写し

[船 舶]

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し

※なお、リースアップ後の機械等で財務諸表への計上がないもの、規格や能力が不明なものなどについては、追加資料（カタログや仕様書、写真等を含む。）を求める場合があります。また、法定の検査を受けていないなど稼動させることが違法な機械については評価対象とはなりません。

21の欄 基準日：令和6年6月1日

- (1) 「(1) 障害者雇用義務の有無」欄は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第1項の規定により障害者を雇用する義務の有無について、該当するものに☑を入れてください。
「有」の場合、令和6年6月1日現在の状況を記入してください。
常用雇用労働者数が概ね43.5名以上の場合に法定雇用義務があり（短時間労働者がいる場合や業種により異なる）、毎年6月1日時点の雇用状況を「障害者雇用状況報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要があります。法定雇用義務の有無について不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。
- (2) 「(2) 障害者法定雇用義務がある者の法定雇用義務達成状況」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「有」を選択した者のみ記入してください。
法定雇用義務達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和6年6月1日現在）において、「B 雇用の状況」の「⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人である場合です。
- (3) 「(3) 障害者の雇用の有無」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「無」を選択した者のみ記入してください。
- (4) 「(4) 雇用障害者情報」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号、障害等級又は障害区分を記入してください。（氏名の記入の必要はありません。複数の手帳を所持している場合にはいずれか一つの手帳について記入してください。）

■添付書類

- ア 記入した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
イ 法定雇用義務を有する者については、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和6年6月1日現在）の写し（電子申請については申請画面の印刷）

22の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出又は提出を予定している系列の企業（親・子会社）の有無について、該当するものに☑を入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む。）において所有しているものをいいます。

23の欄 基準日：直近の経営事項審査基準日

(※「年齢」、「講習受講」及び「建設マスター」は入札参加資格審査申請時)

添付する経営事項審査の総合評定値通知書に計上されている

- 〔
 - ・建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者
 - ・建設業法施行令第28条に該当する者（監理技術者補佐）
 - ・建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（基幹技能者）〕

について記入してください。

- (1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。
(2) 「最終学校・学科名（卒業年月日）」欄は、建設業法第7条第2号イに該当する者のみ記入し、他の者については記入不要です。
(3) 「有資格区分コード」欄及び「講習受講」欄については、経営事項審査の技術職員名簿（建設業法施行規則別紙様式第25号の14別紙2）に使用するコード（有資格区分コードは、建設業法施行規則別表（4）及び別表（5）に該当するもの。なお、能力評価基準によるレベル3技能者は「703」、レベル4技能者は「704」。」「講習受講」欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、同法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」、その他の場合は「2」）を記入してください。

※附則第4条該当のコードは使用しないでください。（例：「11A」）

- (4) ①1級の第1次検定合格者（1級○○施工管理技士補）若しくは、第2次検定合格者（1級○○施工管理技士）で、対応する建設業の種類※について合格後3年の実務経験がある者又は②2級の第1次検定合格者（2級○○施工管理技士補）又は、第2次検定合格者（2級○○施工管理技士）で、対応する建設業の種類※について合格後5年の実務経験がある者については、「業種コード」欄に該当する業種コード（技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するもの）を記入してください。なお、同一の有資格区分コードで、3（5）年の実務経験がある者と国家資格者の両方に該当する場合は、該当する業種コードを記入した3（5）年の実務経験がある者と、業種コードを記入しない国家資格者とを分けて記入してください。

※「対応する建設業の種類」とは、特定建設業（土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園）と電気通信工事業を除いた建設業の種類を指します。

氏名	年齢 (生年月日)	雇用年月日 (卒業年月日)	最終学校・学科名	講習会											
				業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事	有資格区分コード	講習受講	解体工事	有資格区分コード	講習受講			
1 愛媛 太郎	42 (S57.1.1)	H17.4.1 ()	業種コードは記入不要です。	1	1	3	1	1	0	4	1	1	3	2	1
2 愛媛 次郎	 (S60.1.1)	H20.4.1 ()	業種コードを記入してください。 最終学校・学科名は記入不要です。	0	5	1	1	H	2				最終学校・学科名は記入不要です。		

- (5) 実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル3（レベル4）技能者（「有資格区分コード」欄に「001」、「002」、「003」、「004」、「005」、「006」、「073」、「074」又は「099」の記入があるもの）については、担当している業種を2つ以内で選び、「業種コード」欄に該当する業種コード（技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するもの）を記入してください。
※上記実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル3（レベル4）技能者以外の有資格者については、業種コードの記入は不要です。

氏名	年齢 (生年月日)	雇用年月日 (卒業年月日)	最終学校・学科名	講習会											
				業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事	業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事				
1 愛媛 太郎	42 (S57.1.1)	H17.4.1 ()	愛媛大学工学部土木工学科 (H19.3.31)	0	1	0	0	1	2	0	2	0	0	1	2

- (6) 「解体工事」欄については、令和3年6月30日に技術者要件に関する経過措置が終了していることから、8の欄「発注を希望する業種」で「解体」を選択している場合に、申請時点の保有する資格の状況（資格取得年、実務経験、登録解体工事講習の修了など）を確認のうえ、解体工事の技術者となり得る要件を満たす場合は「1」を記入してください。

※以下の場合には、「解体工事」欄は空欄としてください。
① 解体工事の入札参加資格審査を申請しない場合
② 技術者となり得る要件を満たさない場合
③ (5)に記載の有資格区分コードを記載し、かつ「業種コード」欄に「29（解体工事）」以外のコードを記入している場合

- (7) 技術職員の保有する資格の数が4つ以下のとき又は、保有する資格の数が5つ以上のときは、次のように記入してください。
※技術職員の保有する資格について、もれなく記入してください。

氏名	年齢 (生年月日)	雇用年月日 (卒業年月日)	最終学校・学科名	講習会											
				業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事	業種コード	有資格区分コード	講習受講	解体工事				
1 愛媛 太郎	42 (S57.1.1)	H17.4.1 ()	愛媛大学工学部土木工学科 (H19.3.31)	1	0	0	0	5	2	0	3	0	6	4	2

氏 名	年 齢 (生年月日)	雇用年月日 (卒業年月日)	最終学校・学科名 (愛媛大学工学部土木工学科)	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	解体 工事	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	解体 工事
1 愛媛 太郎	42 (S57.1.1)	H17.4.1 (H19.3.31)	愛媛大学工学部土木工学科	1	0 0 0	5 2		0	3 0 6	4 2	
					1 7	3 2			1 5 0	2	

- (8) 「マスター該当（担当業種）」欄は、入札参加資格審査申請時の優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）について、担当業種を記入してください。
- (9) 「役員等」欄は、「有資格者」のうち、常勤の役員であるものについて、「○」を記入してください。

■添付書類

記入した技術職員について、次により資格を証明する書類を添付してください。

[資格]

- ア 資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し、実務経験を証明する書類（建設業許可申請に係る「実務経験証明書（建設業法施行規則別紙様式第9号）」又は当該技術者の実務経験に係る受理・受付済み書類一式）
- イ 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）表彰状の写し
- ウ （監理技術者補佐の場合）ア及び建設工事の種類に応じて定められた検定種目にかかる1級の第一次検定の合格を証明する書面の写し
- エ ((6)に該当する場合) 資格の状況（資格取得年、実務経験、登録解体工事講習の修了など）を証明する書類の写し

24の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

申請日における満35歳未満の技術関係職員について記入してください。申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等を記載することはできません。

※該当ない場合は空欄としてください。

なお、23の欄に記載されている者についても、改めて全員、合計10人になるまで記入してください。

- (1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。
- (2) 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を記入してください。

■添付書類

記入した技術関係職員のうち、10の欄で在籍状況を証明する書類を添付していない者（審査基準日後に雇用された者等）については、次により証明書類を添付してください。

[在籍状況を証明する書類]

- ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写し、健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等はマスキングをしてください）

- のいづれか
- イ 社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

[資格等]

記入した技術関係職員について、技術職であることを証明する書類として次のいづれかを添付してください。

- ア 別表に掲げる労働安全衛生法関係資格に係る免許証又は技能講習修了証の写し
- イ 建設業退職金共済手帳の写し（共済証紙が貼付されているもの）
- ウ 労働基準法第107条（労働基準法施行規則第53条）の規定に基づく労働者名簿の写し
- エ 個別の請負工事において作成される作業員名簿の写し（直近1年以内に作成されたもの）
- オ 出勤簿（出席表）及び賃金台帳の写し（直近3カ月分）
- カ 主任技術者・監理技術者となり得る資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し（実務経験の場合は、建設業許可申請に係る「実務経験証明書（建設業法施行規則別紙様式第9号）」又は当該技術者の実務経験に係る受理・受付済み書類一式）
- キ 建設キャリアアップカードの写し

25の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

申請日における女性の技術関係職員について記入してください。申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に3カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等を記載することはできません。また、「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を記入してください。

※該当ない場合は空欄としてください。

なお、23の欄に記載されている者についても、改めて全員、合計5人になるまで記入してください。

■添付書類

上記「24の欄」に記載されている添付書類と同様です。

26の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

申請日における、労働安全衛生法に基づく運転業務資格保有者について記入してください。（下記の■添付書類〔資格等〕に掲げるア～キに該当する資格を有する者に限る）

※該当ない場合は空欄としてください。

申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に3カ月以上の雇用関係にある者に限る。）、代表者及び常勤の役員が対象であり、非常勤役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等は対象外です。また、「資格の種類」欄は、運転技能講習や、免許の種類等を記入し、「役員等」欄は、常勤の役員であるものについて、「○」を記入してください。

なお、23の欄に記載されている者についても、改めて全員、合計11人になるまで記入してください。

■添付書類

[在籍状況を証明する書類]

上記24の欄に記載されている添付書類と同様です。

[資格等]

記入した資格保有者について、資格を有することを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

- ア 小型車両系建設機械特別教育（整地・運搬・積込・掘削）に係る、特別教育修了証の写し（各実施機関が証明するもので、自己証明は不可。なお、特別教育の種別が明記されていない場合は、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）特別教育チェックリスト（添付様式第5号）を添付してください。）
- イ 車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込・掘削）に係る、講習修了証又は修了証明書の写し
- ウ 1級建設機械施工技術検定合格証及び検定科目（試験科目）証明書の写し（1級合格証には試験科目（合格種別）の記載がありませんので、別途国土交通省の発行する、トラクター系建設機械操作施工法又はショベル系建設機械操作施工法を選択したことを証明する書類を添付してください。）
- エ 2級建設機械施工技術検定（第1種、第2種又は第3種）合格証の写し
- オ 移動式クレーン運転士免許の写し
- カ 小型移動式クレーン運転技能講習に係る、講習修了証の写し（平成2年9月以前に小型移動式クレーン特別教育を修了した者については、小型移動式クレーン運転技能特例講習修了証を添付してください。）
- キ 職業能力開発総合大学校の発行する証明書の写し（労働安全衛生規則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項第三号又は第四号に該当する者であることの証明書）

27の欄 基準日：入札参加資格審査申請時

申請日における防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の有資格者について記入してください。※該当ない場合は空欄としてください。

申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。技術関係職員に限らず事務職員を含む。）、代表者及び常勤の役員が対象であり、非常勤役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等は対象外です。また、「役員等」欄は、常勤の役員であるものについて、「○」を記入してください。

なお、23の欄に記載されている者についても、改めて全員、合計5人になるまで記入してください。

■添付書類

[在籍状況を証明する書類]

上記「24の欄」に記載されている添付書類と同様です。

[資格]

記入した資格保有者について、資格を有することを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

防災士：防災士認証状又は防災士証の写し

地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士：登録証の写し

28の欄 基準日：令和2年度～6年度（定期受付の提出期限（令和6年11月29日）内）の受賞歴

令和2年度～6年度の5年間に次の表彰受賞歴がある場合に、その表彰区分コード、表彰名及び受賞年月日を記入してください。

また、表彰区分コード1から5までの表彰については、表彰対象となった工事の業種及び工事名についても記入してください。

なお、令和6年度の表彰については、定期受付の提出期限内に限り申請書受理後の変更を認めます。

表彰区分コード	表 彰 名
1	愛媛県優良建設工事知事表彰
2	四国地方整備局優良工事表彰
3	四国地方整備局安全工事表彰
4	四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰
5	四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰
6	建設業退職金共済制度普及協力者表彰 （（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰）
7	雇用改善優良事業所表彰 （厚生労働大臣、知事又は（一社）愛媛県建設業協会会長表彰）
8	安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰
9	障害者雇用優良事業所表彰 （厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰）

※表彰区分コード4及び5における「各事務所・管理所」は、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、肱川ダム統合管理事務所及び松山港湾・空港整備事業所とします。

■添付書類

該当する場合は、表彰状の写しを添付してください。

29の欄 基準日：令和4年11月1日～令和6年10月31日

令和4年11月1日から令和6年10月31日までに入札参加資格停止措置（愛媛県知事が行った措置に限る。）又は建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）を受けている場合、その内容を記入してください。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に記入してください。

使用印鑑届

「使用印」欄は入札・契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

別表 (24の欄及び25の欄関係)

○労働安全衛生法に基づく免許試験

衛生管理者免許試験	高圧室内作業主任者免許試験
ガス溶接作業主任者免許試験	林業架線作業主任者免許試験
発破技士免許試験	クレーン・デリック運転士免許試験
移動式クレーン運転士免許試験	潜水士免許試験

○労働安全衛生法に基づく技能講習

コンクリート破碎器作業主任者技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	鋼橋架設等作業主任者技能講習
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
有機溶剤作業主任者技能講習	石綿作業主任者技能講習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
ガス溶接技能講習	フォークリフト運転技能講習
ショベルローダー等運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用、解体用、基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習
玉掛け技能講習	

○建設機械抵当法施行令（抜粋）

別表〔第一条・第一三条〕

種類	名称	範囲
1 挖削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレンマシン	
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの
	アースオーガー	
	地下連續壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーバー	積載容量が三立方メートル以上のもの
	機関車	
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの
	ワインチ	二二キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿（さく）岩機を支持するアームが二本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ザリ積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重がハトン以上のもの
	タイヤローラー	
	振動ローラー	自走式のものにあっては自重がハトン以上のもの、被牽（けん）引式のものにあっては自重が二トン以上のもの
9 碎石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシャファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソーア式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11 裝置機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートトペーパー	装軌式のもの
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの
	碎石船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレン船	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの
13 その他	作業台船	
	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの